

島根原子力発電所第2号機 審査資料	
資料番号	NS2-添3-001-03(比)
提出年月日	2022年1月12日

先行審査プラントの記載との比較表

(VI-3-1-3 クラス2機器の強度計算の基本方針)

2022年1月

中国電力株式会社

本資料のうち、枠囲みの内容は機密に係る事項のため公開できません。

先行審査プラントの記載との比較表 (VI-3-1-3 クラス2機器の強度計算の基本方針)

実線・・・設備運用又は体制等の相違 (設計方針の相違)
 波線・・・記載表現, 設備名称の相違 (実質的な相違なし)
 ■・・・補正時からの変更箇所

東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 9. 25 版)	島根原子力発電所 2号機	備考

比較表において、相違理由を類型化したものについて以下にまとめて記載する。下記以外の相違については、備考欄に相違理由を記載する。	
相違No.	相違理由
①	島根 2号機ではDB単独で申請するクラス2機器がないが、強度計算の方針を示す図書として説明を行う

--	--	--	--

東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 (2020. 9. 25 版)	島根原子力発電所 2 号機	備考
		<p style="text-align: center;">VI-3-1-3 クラス 2 機器の強度計算の基本方針</p> <p style="text-align: center;">目 次</p> <p>1. 概要 1</p> <p>2. クラス 2 機器の強度計算の基本方針 1</p>	

東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7号機 (2020. 9. 25 版)	島根原子力発電所 2号機	備考
		<p>1. 概要</p> <p>クラス2機器の材料及び構造については、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則」(平成25年6月28日 原子力規制委員会規則第六号)(以下「技術基準規則」という。)第17条第1項第2号及び第9号に規定されており、適切な材料を使用し、十分な構造及び強度を有していることが要求されている。</p> <p>本資料は、クラス2機器のうち材料及び構造の要求が追加又は変更となる機器が十分な強度を有することを確認するための強度計算の基本方針について説明するものである。</p>	<p>・評価対象の相違</p> <p>【東海第二, 柏崎7】</p> <p>島根2号機ではDB単独で申請するクラス2機器がないが、強度計算の方針を示す図書として説明を行う(以下, ①の相違)</p>

東海第二発電所 (2018. 10. 12 版)	柏崎刈羽原子力発電所 7 号機 (2020. 9. 25 版)	島根原子力発電所 2 号機	備考
		<p>2. クラス 2 機器の強度計算の基本方針</p> <p>クラス 2 機器の材料及び構造については、技術基準規則第 17 条（材料及び構造）に規定されており、「実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の解釈」（平成 25 年 6 月 19 日 原規技発第 1306194 号）第 17 条 11 において「発電用原子力設備規格 設計・建設規格（2005 年版（2007 年追補版含む。)) <第 1 編軽水炉規格> J S M E S N C 1 - 2005/2007」（日本機械学会）又は「発電用原子力設備規格 設計・建設規格（2012 年版）<第 1 編軽水炉規格> J S M E S N C 1 - 2012」（日本機械学会）によることとされているが、技術基準規則の施行の際現に施設し、又は着手した設計基準対象施設については、施設時に適用された規格によることと規定されている。同解釈において規定される J S M E S N C 1 - 2005/2007（以下、「設計・建設規格」という。）及び J S M E S N C 1 - 2012 は、いずれも技術基準規則を満たす仕様規定として相違がない。</p> <p>よって、クラス 2 機器のうち改造を実施する機器の評価は設計・建設規格による評価を実施する。施設時の適用規格が「発電用原子力設備に関する構造等の技術基準」（昭和 55 年 10 月 30 日 通商産業省告示第 5 0 1 号）（以下「告示第 5 0 1 号」という。）である場合は、設計・建設規格と告示第 5 0 1 号の比較を行い、いずれか安全側の規格による評価を実施する。</p> <p>なお、クラス 2 機器を同位クラスである重大事故等クラス 2 機器として兼用し、重大事故等時の使用条件に設計基準の使用条件が包絡され、重大事故等時における評価結果がある場合は、材料、構造及び強度の要求は同じであることから、設計基準の評価結果の記載は省略する。</p>	<p>・申請年度の相違 【東海第二、柏崎 7】 技術基準規則解釈の改正により項番が変更となっている</p> <p>・評価対象の相違 【東海第二、柏崎 7】 ①の相違</p>